

事務連絡  
令和5年11月30日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課

訪問診療等・オンライン診療等におけるオンライン資格確認（居宅同意取得型）  
導入に関するリーフレットの送付について  
（協力依頼）

日頃より、貴会におかれましては、医療保険行政の推進にご協力いただき、厚く御礼を申し上げます。

令和6年4月から、訪問診療等（訪問診療、歯科訪問診療、訪問服薬指導（薬剤管理指導）、往診等）・オンライン診療等（オンライン診療、オンライン服薬指導）におけるオンライン資格確認の運用が開始される予定です。今般、「訪問診療等・オンライン診療等を行っている医療機関及び薬局」を対象とした、オンライン資格確認（居宅同意取得型）導入に関するリーフレットを作成いたしました。本年11月末に、社会保険診療報酬支払基金から郵送される予定です。

つきましては、当該リーフレットが郵送されることについて、貴会会員の皆様へご案内いただきたく、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、下記問合せ先までご連絡ください。  
何卒、よろしくお願いいたします。

以上

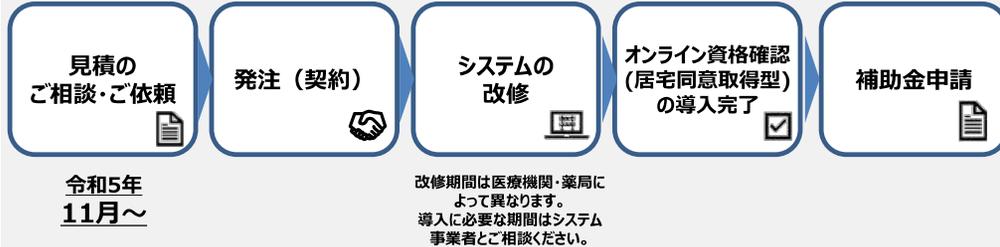
**【問合せ先】**

厚生労働省保険局  
医療介護連携政策課保険データ企画室  
西元・渡辺・酒井  
E-mail: [suisin@mhlw.go.jp](mailto:suisin@mhlw.go.jp)

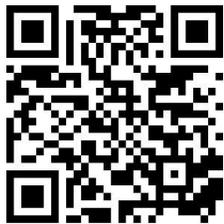
## 運用開始に向けたスケジュール

運用開始は令和6年4月からになります。それまでは、運用テスト期間となります（※）。できるだけ早期にご準備をよろしくお願ひいたします。

（※）運用テスト期間は11月中に開始を予定



オンライン資格確認導入準備に関する  
準備手順・各種申請情報・最新情報を配信中  
詳細は「医療機関等向け総合ポータルサイト」へ！



医療機関等向け総合ポータル 検索

こちらよりご確認を  
お願ひいたします。



ポータルサイトでできること

- ✓ オンライン資格確認 利用申請
- ✓ 補助金申請
- ✓ 『概要』『導入手引き』等 資料ダウンロード

お問合せ先：オンライン資格確認等コールセンター

✉ [contact@iryohokenjyoho-portal.jp](mailto:contact@iryohokenjyoho-portal.jp)  
☎ 0800-080-4583（通話無料）  
月～金 8：00～18：00  
土 8：00～16：00（いずれも祝日を除く）

訪問診療等・オンライン診療等を行っている皆様

令和5年11月

# 令和6年4月から 訪問診療等・オンライン診療等でも オンライン資格確認（居宅同意取得型）に 対応できるようになります

運用開始に向けてできるだけ早期に  
ご準備をよろしくお願ひいたします。

詳しくは中面をご覧ください。



ひとくらし、みらいのために

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare



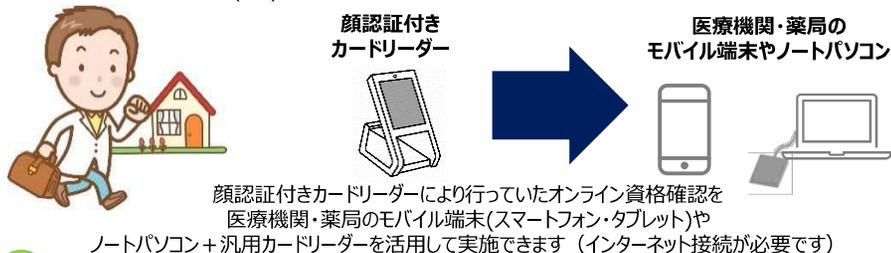
Change, Challenge, Chance

社会保険診療報酬支払基金  
Health Insurance Claims Review & Reimbursement Services

## 訪問診療等における オンライン資格確認（居宅同意取得型）

- ✓ **訪問診療等<sup>(注1)</sup>にてオンライン資格確認が可能になります**  
医療機関・薬局のモバイル端末等を活用することで患者宅等でマイナンバーカードでの保険資格の確認が可能になります

(注1)訪問診療等…訪問診療、歯科訪問診療、訪問服薬指導（薬剤管理指導）、往診等



### ✓ 活用のメリット

- モバイル端末等によるオンライン資格確認が可能となり、患者宅等で保険資格を確認できるようになります。
- 2回目以降の訪問においては、当該医療機関・薬局との継続的な関係のもと訪問診療等が行われている間、訪問前に医療機関・薬局において資格確認を行うとともに、初回時の同意に基づき、診療/薬剤情報等の取得が可能です。

※ 令和6年4月の運用開始時点では、本人確認は「4桁の暗証番号の入力」による方法のみですが、今後、「患者とマイナンバーカードの顔写真の確認（目視確認）」または「4桁の暗証番号の入力」のどちらかを医療機関・薬局が選択できる仕組みを追加予定です。

### ✓ 導入に対する財政支援

- ①マイナンバーカードの読取・資格確認等のためのモバイル端末等の導入費用②レセプトコンピュータの改修費用に対して財政支援を行います。

	補助率	補助限度額（訪問診療・訪問服薬指導等）
病院	1/2	<b>41.1万円</b> ※事業額上限82.2万円 (モバイル端末：4.1万円、レセプトコンピュータの改修：78.1万円)
大型チェーン薬局	1/2	<b>8.5万円</b> ※事業額上限17.1万円 (モバイル端末：4.1万円、レセプトコンピュータの改修：13万円)
診療所・薬局	3/4	<b>12.8万円</b> ※事業額上限17.1万円 (モバイル端末：4.1万円、レセプトコンピュータの改修：13万円)

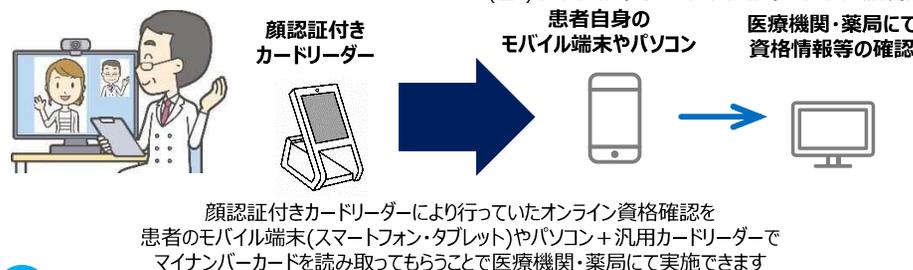
※ 訪問診療のみを提供する既存の医療機関等（経過措置（3）を提出し、受理された場合）については、まずオンライン資格確認を導入（ICT基金による補助金）した上で、居宅同意取得型の本導入補助を受けることとなります。  
詳細は右の二次元バーコードからご確認ください。（医療機関・薬局への補助金の概要について）



## オンライン診療等における オンライン資格確認（居宅同意取得型）

- ✓ **オンライン診療等<sup>(注2)</sup>にてオンライン資格確認が可能になります**  
患者自身のモバイル端末等を活用することでオンライン上でマイナンバーカードでの保険資格の確認が可能になります

(注2)オンライン診療等…オンライン診療、オンライン服薬指導



### ✓ 活用のメリット

- 患者自身のモバイル端末等によるオンライン資格確認が可能となり、資格情報等を取得することができます。
- 情報閲覧の同意を患者から取得すると、医療機関・薬局では同意取得時からオンライン診療等の実施日まで診療/薬剤情報等の取得が可能です。

### ✓ 導入に対する財政支援

- レセプトコンピュータの改修費用に対して財政支援を行います。

	補助率	補助限度額（オンライン診療・オンライン服薬指導）
病院	1/2	<b>39万円</b> ※事業額上限78.1万円 (レセプトコンピュータの改修：78.1万円)
大型チェーン薬局	1/2	<b>6.5万円</b> ※事業額上限13万円 (レセプトコンピュータの改修：13万円)
診療所・薬局	3/4	<b>9.7万円</b> ※事業額上限13万円 (レセプトコンピュータの改修：13万円)

※ 訪問診療等とオンライン診療等の両方を導入した場合は、訪問診療等におけるオンライン資格確認の導入に対する財政支援の補助限度額が上限となります。

詳しい情報はポータルサイトにて公開中！

医療機関等向け総合ポータルサイト

検索



「シカク」